

震災津波関連資料の収集・活用等に係るガイドラインの論点整理について【第4章収集・活用等プロセス部分】

章	節	有識者会議の意見等	ガイドラインの対応
4 震災津波関連資料の収集・活用等プロセス	1 全体の流れ		図 4-1 全体の流れについて、説明内容を修正。
	2 事業計画策定		表 4-1 事業計画書の内容例について、表として再整理。
	3 所在調査		
	4 権利処理	<p>(1) 権利処理とは</p> <p>(2) 権利処理の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務省事業では、<u>国立国会図書館の震災アーカイブ「ひなぎく」での公開が前提となっていたため、権利関係が大きな課題</u>であった。(第1回：凸版印刷 岡野課長) ・総務省のガイドラインの会議では、個人情報、肖像権の問題が大きく扱われていた。また、二次利用についてはあまり触れられていない。<u>震災資料の収集では、教育・研究目的ならいいとか、有償ならいいとか、様々であった。そういった部分も反映させたい。</u>(第1回：柴山副委員長) ・震災アーカイブで一番重要なのは権利処理で、これがなければ利活用は進みません。<u>人格権・著作権の同意を得る許諾書、どの範囲まで利用できるかの利用規約、そして公開基準の3点が、収集から活用までの最も重要な点です。</u>(第3回：柴山副委員長) <p>■先行するアーカイブにおける資料収集時における使用の条件等</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <p>(参考) 東北大学「みちのく震録伝」での使用の条件等</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 個人情報及び肖像権が適切に処理されていないものは一般公開としないこと。 イ 第三者の権利を侵害する恐れがあるものは一般公開しないこと。 ウ 提供した素材の複製物を東北大学災害科学国際研究所が第三者に提供することを認めること。複製物を有償で第三者に提供することを禁じること。 エ 資料の提供にあたっての活用(利用)の条件を確認すること。 ※想定例「資料は研究用途のみ利用可。資料は非公開」「〇〇の目的のみ利用可」等 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>提供者の一括権利放棄</u>ということもありえるのか。(第3回 WG：友岡委員) 	<p>(1) 権利処理とは</p> <p>①権利の種類 ②権利者の特定</p> <p>(2) 権利処理の方針</p> <p>震災津波関連資料を幅広く収集し、活用するためには、権利処理は必要不可欠な法的な手続です。この手続が不十分な場合、収集した資料が有効活用できないほか、著作権、肖像権等の権利を侵害する恐れもあります。収集に当たって資料にかかわる権利を正確に特定し、<u>権利の種類ごとに権利者から使用許諾同意書を取る</u>必要があります。</p> <p>また、権利処理された資料であっても、震災直後の写真や映像で被災者に関する情報(御遺体が映像に写りこんでいる場合など)が含まれる場合、個人のプライバシーや人道的な観点から公開を控えるなど、<u>公開の基準に関するポリシー(以下「公開基準」という)の制定</u>も必要となります。</p> <p>さらに、第三者が許諾を得て公開された資料を利用する(以下「二次利用」という)場合、使用許諾の範囲に拘束されます。このことから、利用者に対して権利者からの許諾範囲を正確に伝達し、遵守を求めため、<u>利用者側への利用条件に関する規約(以下「利用規約」という)の策定</u>も重要となります。これらは、権利処理の方針の3つの柱といえるものです。</p> <p>(3) 権利者からの使用許諾の取得</p> <p>①権利の種類と権利者の特定</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 資料提供者と権利者が一致する場合 イ 資料提供者と権利者が一致しない場合 <p>②書面による許諾</p> <p>資料の収集や公開などを行う場合は、権利者から関連する権利の許諾に関する同意を得ることが必要です。この許諾手続については、県では、<u>原則、資料提供者及び権利者から権利に関する同意に関する文書(以下「使用許諾同意書」という)を得る</u>こととします。</p> <p>また、使用許諾同意書については、資料提供者及び権利者が事後的に同意を撤回する権利を有することを明記するほか、県が求める条件等を提示するものとします。</p> <p>[使用許諾に対する県が求める条件等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 提供資料を、県がウェブによる情報発信や施設展示等により活用することを認めること。 イ 提供資料が、県の管理を超えてあらゆる媒体に使用されることがあることに同意すること。 ウ 一般公開にあたり、著作者人格権を行使しないこと。 エ 提供資料が必ずしも一般公開にはならないことに同意すること。 オ 提供された素材の複製物を、県が第三者に提供することを認めること。(ただし、当該複製物を県が有償で第三者に提供することはない。) カ 資料提供にあたって特別の条件等があれば予め提示すること。 <p>③許諾状況の管理</p>

・資料収集については、保管されているとは思いますが整理されていない可能性が高い。
(第1回：大沢委員)

(参考) 宮城県図書館「東日本大震災アーカイブ宮城」(デジタルアーカイブ)
行政資料については、一般的に公表・公開を目的に作成しているが、業務上で撮影した写真等で、現在未公開であるものを、本事業において公開する場合などは、写真に非開示となるような情報がないことや公開することにより個人が不利益を被ることがないなど、下記記載の参考を考慮し、内容等を確認の上、公開資料を選定する。
(参考) 未公開写真等の公開に向けた基本的な考え方
県が業務上撮影した写真で、現在公開していない写真の利用(公開)は、
①写真に、情報公開条例第8条第1項各号に定める、非開示となるような情報がないこと
②公開することにより、個人情報など不利益を被ることがないよう配慮すること
[例：表札・看板・顔・ナンバープレート等で特定の個人が識別又は識別される恐れがあるもの]
などを確認して利用を判断する。

・写っている全員の権利処理の確認がとれないから公開できないという方針では、利用できない資料が多くなるのではないかと、多数の方が避難している写真など、表情から伝わる臨場感も大切な情報ではないか?(第3回：澤田委員)
・遺体の写真は、研究者への公開などは検討の余地があるのではないかと。(第3回：澤田委員)
・震災津波関連資料について、遺体の写真など公開判断が難しいものに対する活用意義などをガイドライン内で示されていないことが問題である(第3回：柴山副委員長)
・デジタルアーカイブでは、写真を拡大した際に個人を特定できる場合がある。解像度や大きさを規定しておくべき(第3回：柴山副委員長)
・ノーティスアンドテイクダウンの話ですが、だいぶスクリーニングをかけた後の、顔写真をほとんど落とした上でのごことで、落とし切れなかったものがあるかもしれない場合の対処です。(第3回：柴山副委員長)

■インターネット上での公開に係るおことわり文

(参考) 神戸大学附属図書館「震災文庫」(デジタルアーカイブ)
おことわり
催しものや建物内部、人物の撮影・掲載には、多くの方々からご理解・ご協力をいただきました。しかし、本写真集の性格上、被写体となっている全対象から完全にご承諾を得るのは困難です。もし問題がございましたら、お手数ながらご一報いただきますようお願い申し上げます。 大木本美通(撮影者)、神戸大学附属図書館

ノーティス・アンド・テイクダウン(新語時事用語辞典)
インターネット上のウェブサイトなどにアップロードされた著作権侵害に該当するようなコンテンツについて、著作権者からの著作権侵害の通知を受けたISP(インターネットサービスプロバイダ)が、実際に違反しているのかどうかといった判断は行わずに、コンテンツをアップロードした会員に対し、そうした通知があったことを連絡した上で、一定期間内に会員側からの異議申し立てが無い場合は、その時点で該当のコンテンツを削除すること、またはそうした手続きのこと。

④実施手順

権利者からの使用許諾の取得は、資料の収集前を基本としますが、資料の量が多いなど、資料提供者に過度の作業負担を強いることが想定される場合、県は全ての資料を一時受け取り、収集対象とする資料を選別のうえ、当該資料に関する許諾を取得することとします。

(4) 資料の公開の考え方をまとめた県のポリシー(公開基準)の策定

① 権利者からの許諾範囲に応じた公開区分

権利者から収集・活用等に係る全ての権利の許諾(権利関係の一括許諾)を得られれば、資料の公開や二次利用など幅広い活用が可能になります。一方、権利者が利用範囲を限定することも考えられるため、震災津波関連資料の公開にあたっては、許諾内容に応じてその方法や範囲が異なる点に留意する必要があります。

具体的には、表4-5に記載されるような区分けが考えられます。

公開区分	公開方法
一般公開	・デジタルコンテンツをインターネット上で公開 ・震災津波伝承施設や博物館など展示施設等で現物を一般公開
限定公開(貸出・閲覧)	・行政職員、研究者など公開相手を特定 ・防災検証、教育利用など公開目的や行事等を特定 ・震災後10年後、没後〇年など公開時期や回数等を特定
一部公開	・マスキング処理など公開範囲を一部に限定又は内容を改編の上公開 ・行政文書について、資料の存在のみを目録として公開
非公開	・資料の存否以外は非公開

② 県の公開基準

権利者から許諾を得た場合であっても、公開することによって個人のプライバシーや個人情報保護上の問題が生じる場合や、その他公開にふさわしくない資料が含まれる場合もありえることから、公開に当たっての県のポリシー(公開基準)は、原則として次のとおりとします。

- ア 個人情報及び肖像権が適切に処理されていないものは一般公開しない。
- イ 権利者からの許諾を受けてもなお、第三者の権利を侵害する恐れがあるものは一般公開しない。
- ウ 権利処理関係が不明確と判断される資料は公開しない。
- エ 権利者からの許諾範囲内の公開であっても、原則として、次に該当する資料は公開しない。
例：御遺体が写っている写真、車のナンバーが判別できる写真など
- オ 権利者からの許諾範囲であっても、県及び市町村の個人情報保護条例及び情報公開条例の規定に抵触する場合またはその恐れがある場合は公開しない。
- カ 権利者又は第三者より公開に関する異議があった際は、速やかに削除等の対応を行う。

なお、公開の基準については、今後の時代背景や提供者の考え方の変化がある可能性がありますので、有識者会議や県民の理解を得た上で見直しをしていきます。

	<p>(6) デジタルアーカイブを利活用（公開等）する際の利用者に対する利用規約の策定</p> <p>① 二次利用規約の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・WG で議論された権利処理のことだが、今ある資料を使って他の資料をつくるという <u>二次資料・三次資料の作成についても含まれているのか</u>（第2回：澤口委員） ・オープンデータのような形で公開してしまうので、その際に権利処理として <u>こういう範囲で利用しますというのを明確</u>にして、権利許諾をいただくということが現実的な方法なのかなと思います。（第2回：大沢委員） ・一定の分類基準で収集し保存した資料が利活用される場合、資料提供者の趣旨と異なる形で使用されることが起こる可能性があります。利活用する側が収集した資料に解釈を加え、ストーリーの中に当てはめていくわけですのでそれはそれでいたしかたないことと思いますが、資料提供者の趣旨とあまりにもかけ離れて活用された場合、トラブルになる恐れがあります。<u>資料収集にあたっては、それを利活用するうえでの条件の有無、有の場合の内容についてもきちんと記録し、利活用に当たっては資料提供者が提示した条件を守りつつ使用する必要がある</u>と思います。（第2回：赤沼委員） ・報道用に撮った写真を外部から提供依頼された場合、<u>人物が特定されるものは、二次利用される方の責任で全員に許可を取ってくださいと話しています</u>。（第3回：小原委員） 	<p>(5) 公開された資料を二次利用する利用者に対する利用規約の策定</p> <p>① 二次利用規約の策定</p> <p>県では、震災津波関連資料の活用について、ウェブサイトによる情報発信、震災津波伝承施設での展示等で活用しますが（第4章8活用を参照）、ウェブサイトで公開した場合、公開された写真などのデジタルコンテンツがサイトの閲覧者である利用者によって二次利用されることも想定されます。</p> <p>公開したデジタルコンテンツは、この取組の目的を実現するため、利用者に広く利用していただくことを望みますが、利用者が権利者の意向と異なる形で利用することも想定され、その場合、権利者から権利侵害としてクレームを受ける恐れがあります。</p> <p>このことから、権利者から受けた許諾範囲に応じ、二次利用する利用者に対し、許諾をされた権利を侵害しないための利用規約（以下「二次利用規約」という。）を整備し、遵守させる必要があります。</p> <p>② 県の二次利用規約</p> <p>ア 県が資料を公開する場合の二次利用規約は、次の記載項目を含むものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 利用規約の効果が及ぶ範囲 (イ) 著作権等の帰属 (ウ) 利用条件 (エ) 個人情報の取扱い (オ) 利用上の禁止事項 (カ) 免責事項 <p>イ 特に、利用者による二次利用の条件の設定に当たっては、原則として次の考え方に基づく内容とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 著作権法で認められる範囲内での私的使用を認めること。 (イ) <u>利用者によるコンテンツの二次利用</u>（複製、上演、演奏、上映、公衆送信、展示等を含む）を行う際は、県に事前申請の上、<u>許可を受けた場合のみ利用できる</u>こと。県は、本取組の趣旨に合致し、規約に定める条件を遵守することを条件に、利用を認めること。 (ウ) <u>コンテンツの改変、加工は原則として認めない</u>こと。ただし、コンテンツの改変、加工について県の事前許可を受け、改変・加工されたコンテンツの資料（以下「二次的著作物」という。）を県に提供した後、県がウェブサイト等で公開した場合は、当該二次的著作物の利用を認めること <p>ウ ウェブサイトで情報公開する場合の一般利用者向けの二次利用規約の記載項目例は、図4-8のとおりとなります。</p>
--	---	---

5 収集	<p>(1) 収集とは</p> <p>① 収集先</p> <p>② 期間区分（時間軸）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間軸に関して、未だ復興半ば。発災時に限定せずに、発災当初に加え、現在も続く復興の過程も当然収集対象とすべきである。また、<u>三陸は地震や津波の多発地帯。できれば、過去の大規模自然災害も集めていただきたい。</u>（第1回：赤沼委員） ・<u>時系列は3つ。3. 1 1よりも前、発災、その後の復興。</u>概念的に3つに分かれていて、そこにどう資料があるかという整理がわかりやすい。（第1回：友岡委員） ・<u>復興過程を追いながら集める</u>ことも必要だろう。（第1回：柴山副委員長） ・どう復興したかを記録し、希望に繋がるといい。（第1回：南委員長） ・収集期限は平成30年ですので、<u>住宅再建など安全な環境確保のために、どんな事業がどんなやり取りで決まったのか、その計画資料も残して欲しい。</u>（第3回：澤田委員） ・<u>復興計画事業において、住民がどういった思い、行政とのやり取りを経て、決断に至ったのかというプロセスも重要</u>である。（第3回：澤田委員） ・合意形成の中で開かれる<u>まちづくり協議会や住民説明会なので配られる地域向けの資料</u>を丁寧に拾っていくのも一つの方法かと思います。（第3回：鹿野委員） <p>③ 収集範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災・教育・交流人口については、大きな基準だ。例えば教育は、震災学習と相互に含まれる可能性もある。この類型化、ないしは収集整理する際の基準をより細分化できれば、収集した際のボックスが作りやすく、議論しやすい。（第1回：友岡委員） ・行政文書は保存義務があるが、行政文書ではないものをどう（保存）するか。（第1回：友岡委員） ・復興のプロセスでは、高台移転の合意形成が復興ではない。<u>住まいの再建後の暮らしの再建のプロセスが重要だ。いまは無い情報をどう情報収集するのか。</u>（第1回：澤田委員） ・<u>復興期はプロセスが重要。問題もあるなかで合意形成がどのように行われたか。どの部分で問題が発生したのかを整理することによって、次の震災が起こった際、なるべく早い合意形成を生むことができる。</u>そういう教訓をまとめると復興プロセスも早くなる。（第1回：柴山副委員長） 	<p>(1) 収集とは</p> <p>① 収集先</p> <p>② 期間区分（時間軸）</p> <p>東日本大震災津波の前後の状況が分かるように、期間区分としては次の3つの区分を行い収集します。</p> <p>ア 震災以前</p> <p>将来の防災教育への活用等を見据えて、震災以前の各地域のまちなみや自然、暮らしの様子を伝える資料や、三陸地域の地震や津波などに関する資料を収集します。</p> <p>イ 震災対応期（H23. 3. 11～H23. 8. 11※）</p> <p>岩手県地域防災計画に基づく震災直後の初動対応を中心とした災害対策や応急復旧等に関する資料は、今後、国内外で発生する大規模災害に迅速かつ的確に対応する上で重要であることから重点的に収集します。</p> <p>ウ 復旧・復興期（H23. 8. 12～H31. 3. 31を目安※2）</p> <p>県の復興計画期間（H23～30年度）を目安とし、復興計画に基づく復旧・復興事業、<u>まちづくりやコミュニティの再生など復興のプロセスに関する資料を中心に継続的に収集</u>します。</p> <p>③ 収集範囲</p> <p>ア 県の収集範囲</p> <p>岩手県地域防災計画「地震・津波災害対策編」及び岩手県東日本大震災津波復興計画に位置付けられた事業・取組（※3）に関して、県で作成・撮影・配付したアナログ記録、デジタル記録、物体などの資料のうち、次に該当するものとします。</p> <p>【行政文書（※4）】</p> <ul style="list-style-type: none"> （ア） 各計画推進に関する重要な決裁文書 （イ） 自治体刊行記録物（記録誌、報告書等） （ウ） <u>住民・事業者等向け説明会・協議会資料</u> （エ） 住民・事業者等向けに提供した資料（各種チラシ、掲示物、申請書等） （オ） 写真・映像、物体（住民、事業者等から取得したものを含む） <p>【行政文書以外】</p> <ul style="list-style-type: none"> （カ） その他（住民・事業者等向けに提供した資料又は住民・事業者等から取得した資料で上記以外のもの。物体を含む）
------	---	---

	<p>・目的の明確化は重要であるが、集めてもすぐに活用できないということもある。いますぐ公開はしないが、集めておくべきものがあるということも考えておいていただきたい。 (第1回：澤田委員)</p> <p>・<u>震災直後の大混乱期をどう乗り切ったのかは、二次資料にはまとまっているが、一次資料が無い。</u> (当時は)通信手段が無いなかで自分の安否を伝えるために、<u>避難所で「私は生きている」という紙を貼りはじめていた。それが原点の記憶であり、一次資料</u>だろう。(第1回：小原委員)</p> <p>・<u>避難所が生活の場になったが、将来の防災に役立つ。</u>また、教育委員会や学校などによる避難所運営に差があった。なぜかを検証するためにも資料を集めてもいい。(第1回：小原委員)</p> <p>・子ども達への防災教育の部分だけでなく、<u>学校が子どもたちの命を守る、防災管理・管理体制の部分、学校が管理上避難所運営</u>だとか地域連携などで、震災の教訓が様々あります。学校防災の管理面・体制面のところを残していけば、教育と管理の部分で貴重な資料になるのではないのでしょうか。 (第2回：森本委員)</p> <p>・<u>遺物</u>については市町村で保有しているものが一部あるが、県についてはこれから調査し、いかに収集するかは今後の課題。 (第1回：柴山副委員長)</p> <p>・資料のところ、震災直後と72時間という目安が気になる。阪神淡路の時は直後という表現はいいかと思いますが、<u>津波災害の場合は72時間というのは合うかどうかはすごく疑問</u>に思えた。 (第2回：小原委員)</p>	<p>④ 留意事項</p> <p>ア 市町村、国、大学、支援団体(NPO・NGO等)、企業など関係機関等において、既に震災津波関連資料をホームページ等で情報公開を行っている場合など、収集範囲は必要最小限とし、リンクを貼るなど効果的な活用方策を検討します。</p> <p>イ 被災した有形・無形文化財の収集については、専門機関(岩手県立博物館、岩手県立図書館、公益社団法人 全日本郷土芸能協会ほか)との情報共有に努めるとともに、県内の有形・無形文化財等の情報収集・発信を行っているウェブサイト「いわて文化情報大辞典」と連携した効果的な取組を推進します。</p> <p>ウ 現時点で公開できないと判断される資料であっても、将来公開できる可能性を想定し、収集を行います。</p> <p>エ 有識者会議を継続するなど、外部からの意見を踏まえながら、資料の追加や効果的な活用等に向けた検討を継続します。</p> <p>オ <u>学校や公民館などの避難所であった施設が保有する資料については、避難所としての施設管理面から教訓となる資料が多く存在することが考えられるため、重点的に収集活動を行います。</u>また、学校が保有する資料については、災害発生時の児童・生徒の防災管理面において貴重な資料であることから併せて収集します。</p> <p>カ 被災地に現存する遺物については、岩手県立博物館など関係機関と連携のもと、展示等での活用が見込まれるものなど、現地調査のうえ、必要に応じて収集する。</p> <p>キ <u>震災直後に関する資料については、人命救助などの初動対応の重要性を鑑み、写真や映像等を中心に可能な限り収集に努めます。なお、震災発生後何時間以内の資料とするなど、収集範囲については、今後の検討課題とします。</u></p>
--	---	--

章	節	有識者会議の意見等	ガイドラインの対応
	6 整理・分類	<p>(1) 整理・分類とは</p> <p>(2) 整理・分類の方針</p> <p>(3) 整理・分類の方法</p> <p>①整理分類表の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集整理に関するフローの中で、メタデータの付与というところが後ろのほうにでてくるが、実は<u>そういう情報（*メタデータの項目）は最初に作成しフローにうまく流していくことになる。</u>最初に把握する情報をいかに後工程のフローと連携し、メンテナンスしていくことが重要で、フローから抜け落ちがちなので気になった（第2回：杉本委員） ・<u>収集のタグと活用のタグと変えていけるような可変性を持つておく</u>というのも、一つの考え方です。（第3回：澤田委員） ・記録の所在をはっきりさせるということは利用者目線で考えると重要なことだと思います。（第2回：澤口委員） ・全ての資料に関しての所在、どこでどうやって集めていったという情報も長期間見ていって非常に大事な情報です。（第2回：杉本委員） ・時代の推移とともに、新たな価値観にもとづくデータベースを可変させていく、メンテナンスの必要もある。検索については、全領域を同じシステムで検索するのではなく、各ジャンルに応じて活用できるような仕組みも考えておくべきではないかと感じている（第3回：赤沼委員） <p>②整理分類表の手順</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料情報が収集の段階できちんと整理されていなければ、それらを整理・分類し利活用する際に大変な問題が生じます。あらかじめ資料情報カードを準備し、それに資料の履歴が分かる必要最小限の情報を記録するというシステムを整える事が重要です。（第2回：赤沼委員） 	<p>(1) 整理・分類とは</p> <p>(2) 整理・分類の方針</p> <p>(3) 整理・分類の方法</p> <p>① 整理分類表の作成</p> <p>震災津波関連資料の整理・分類にあたっては、<u>予め整理分類表の項目（以下「整理分類項目」という。）を整理</u>しておく必要があります。収集する資料そのものの情報のほか、活用や保存を想定した場合、どのような整理分類項目が必要かを検討する必要があります。</p> <p>また、<u>デジタルアーカイブの構築にあたっては、整理分類項目の情報がメタデータとしても扱われます。</u>さらに、メタデータの項目や記述形式については、他の機関と連携することも考えられますので、標準的な項目や広く普及しているコード体系などを設定します。</p> <p>さらに、今後の活用状況の変化に応じて項目を追加や修正できる仕組みにします。</p> <p><u>ガイドライン 表4-9 整理分類項目イメージを参照。</u></p> <p>② 整理分類の手順</p> <p>整理分類表は、所在調査の結果をもとに、収集する際に受領する資料受渡書や使用許諾同意書の情報に加え、整理・分類作業や保存作業の経過中に付与する情報をまとめて作成します。</p> <p>③ 整理分類表の記録作業</p> <p>④ 留意事項</p>

<p>7 保存</p>	<p>(1) 保存とは</p> <p>(2) 保存の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>収集資料の中に遺物（実物資料）が含まれているが、集めただけでは劣化が進み、いずれはなくなってしまう。金属は錆びが進む。紙などの資料は一層腐敗する。実物資料については保管場所の確保に加え、劣化進行を防止し、長期にわたり安定的に保管・活用できるようにするための措置（安定化処理）を施す必要がある。</u>（第1回：赤沼委員） ・公文書として作成されたものは、どこに保管されているか、また実際にアクセスできる状態なのか。また今後の管理方法を考えるべき（第2回：杉本委員） ・今回の資料活用には教育もありますが、その先の歴史資料としての保存も大きな意味があると思います。（第3回：森本委員） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>（参考）本県の東日本大震災津波に関する文書の取扱（法務学事課通知参照）</p> <p>東日本大震災津波に関する文書（決裁、供覧済み文書、各種検討資料、記録、図面、メモ等）については、今後、歴史的な文書として保存するため、保存期間満了後に廃棄処分としないこと。</p> </div> <p>(3) 保存の方法</p>	<p>(1) 保存とは</p> <p>(2) 保存の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 県は、<u>収集した震災津波関連資料の保存管理を一元的に行うため、資料のデジタル化を進めるとともに、デジタルコンテンツの保存管理機能（データストレージ）を有するデジタルアーカイブを構築</u>します。 イ 震災津波関連資料のうち、<u>県が保有する行政文書（紙媒体）については、当面、保存期間満了後に廃棄処分とせず、各公所で適切に保存管理</u>します。今後、保存期間満了後の震災津波関連資料も歴史的な文書として保存するため、保管場所を検討します。（※岩手県総務部法務学事課長通知（参考資料）を参照） ウ また、震災津波関連資料のうち、書籍や刊行物等の二次資料については、岩手県立図書館、遺物については岩手県立博物館等の関係機関との役割分担のうえ、適切な保存管理に努めます。 エ <u>アナログ記録や物体のデジタル化については、その活用目的など優先度に応じて、順次実施していくものとします。なお、行政文書のうち「(ア) 各計画推進に関する重要な決裁文書」のデジタル化については、その作業に当たっては、人的予算的な制約が伴うことから、原則として資料の目録を公開</u>します。 オ 県は、市町村に対しても、市町村が保有する行政文書等の震災津波関連資料については、県と同様に保存期間満了後に廃棄処分とせず、資料の散逸を防止し、適切に保存するように働きかけていくこととします。 <p>(3) 保存方法</p> <ol style="list-style-type: none"> ① データストレージによる保存管理 震災津波関連資料の活用等を効果的に行うため、震災津波関連資料のデジタルコンテンツのデータストレージによる保存管理機能を有する「岩手県震災アーカイブ（仮称）」を構築します。 保存管理機能としては、例えば、資料提供した連携市町村が提供したデータベースに随時アクセスできるようにするほか、県や市町村の膨大なデータのなかから横断的に見つけ出すことのできる検索機能を整備するなど、県と県内市町村が共同で利用可能なシステムとします。 ② 資料種別による保存方法 ③ デジタル化による利便性等と利点 ④ デジタルデータを長期保存のために考慮すべきポイント ⑤ 留意事項
-------------	---	---

<p>8 活用</p>	<p>(1) 活用とは</p> <p>(2) 活用の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活用の具体的な方法をこのガイドラインに示すのではなく、<u>活用の際にどこがネックになるかを示してほしい</u>。こういう使い方をしたいときには、こういう権利処理をするというのがわかるもの。使う際の条件を出して、それを一つひとつ潰していくようなガイドラインにすると、色々な人が様々な活用の仕方を考える際に、どういう手順を踏むとよいのかがわかりやすくなる。<u>活用の含意を整理したほうが良い</u>。(第1回：澤田委員) ・どうしても収集してアーカイブをつくるという収集者視点になってしまい、<u>実際に使う人の視点・見通しと違ってきます</u>。(第2回：杉本委員) ・どれだけ資料提供されるかは、これをつくる過程で、<u>実際に使う現場サイドの視点</u>で最終的なシステムやガイドラインを含めて出来上がっていくというのが重要であるといのが根底にあります。(第2回：森本委員) ・施設で公開をして情報発信を行うと外の人が関心をもって来てくれるが、何年かすると飽きられてしまう。内向きに経験を伝えることが重要になってくるので、外向きと内向きの2段階構えが必要。(第1回：澤田委員) ・デジタル資料の入り口はアーカイブになり、現場の入り口は高田松原の施設になる。両方の側面をみながら設計が必要になってくる。(第1回：柴山副委員長) ・活用に関してもう少し自由があってもいいのではないか。(第1回：友岡委員) ・今でなければ取れない情報は今収集しなければならぬという活動をしてきたが、5年も経って収集するのであれば、ある程度、このように活用したいというもう一つの<u>受け皿を作っておくべき</u>では(第2回：鹿野委員) <p>(3) 活用方法</p> <p>① デジタルアーカイブでの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検索が難しい方は一定のガイドというものを用意し、興味がある方がクリックしていただければいろいろなものが出てくる仕組みが無いと、なかなか普及していかないと思う(第2回：赤沼委員) ・必要な<u>キーワードの標準化を図り一括でみる</u>ことができるような仕組みがあればいい。(第2回：澤口委員) ・横断的に検索ができる仕組みは、公共図書館でもできていますが、今回のアーカイブについても、<u>子供向けや先生向けなど対象者別にできればいい</u>と思う。(第2回：澤口委員) ・新しい解釈をつくっていくために使うというのが、災害のためのアーカイブの基本なのかなと最近考えている。…<u>どういうものが役に立つか</u>ということ、<u>今の時点あるいは三年四年の時点で決めることは難しかった</u>のではと思う。あまり現段階でこれはいる、これはいらぬというのは、難しいと感じている(第2回：杉本委員) ・市町村及び外部機関が既に集めているものを、全部持ってこようとしても持ってこれないので、<u>活用を考えるとリンクを貼る</u>ということも想定しながら、広がりを進めてもらいたい(第2回：南委員長) ・外部との連携による<u>データベース情報構築の場合には民間との連携</u>をとってほしい(第2回：鹿野委員) 	<p>(3) 活用方法</p> <p>① ウェブサイトでの情報発信</p> <p>震災津波関連資料の活用等を効果的に行うため、<u>震災津波関連資料のデジタルコンテンツの保存管理機能(データストレージ)</u>に加え、<u>情報発信機能(ウェブサイト)</u>を合わせもつ目的型アーカイブとして「岩手県震災アーカイブ(仮称)」を構築します。</p> <p>また、アーカイブでは県と市町村の資料を収集することから、アーカイブでは全県での情報を網羅することになりますので、参考にした項目に対し全県的な検索ができることを想定しています。</p> <p>東日本大震災に係るデジタルアーカイブを既に構築している自治体や企業(第1章活用の事例参照)もあることから、既存の震災アーカイブとの連携を図りながら震災の記憶を継承していきます。</p>
-------------	--	---

- ・アーカイブにおいては利活用が大きな問題となってきます。今は収集することに力を注いでいるが、これが30年、50年と考えていった時に、それをメンテナンスするにはコストがかかっていますので、上手く使われないとそのコストを出し続けることに抵抗が出てきます。そういった意味で、まだそれほど利活用に触れられていないなと思う。(第2回：杉本委員)
- ・活用するのは人であると考え、利用者に対してどうやってアプローチしていく場をつくっていくのかが大事なのは。権利関係でいうとしっかりしたコンテンツ、生涯教育・社会教育を考えると、例えば、公民館・博物館が大きな足掛かりの場になります(第2回：杉本委員)
- ・復興計画は県庁のホームページで調べられますが、行政文書は公開が基本ですが、各自治体のホームページを見ても書かれているところがわからない。それが一元化できればいいなと考えます。どう活用するのは活用する側が考えるべきで、アイデアを出す方がいいのではと思う(第2回：鹿野委員)

② 震災津波伝承施設での活用

③ その他の活用例

- ・活用になるが、その時その時の時代性によって、こういう資料がほしいというものがあるかもしれない。現段階の学校教育で、いかに活用するのかということは一つの大事な要素だと思う。例えば、本県では「いわての復興教育」プログラムというのを出しており、各学校、小・中・県立学校において展開しておりますが、例えばこのプログラムの構造にリンクを貼って資料が活用できるようにする。例えば、副読本も出していますが、ただこれは限られたページの中での資料なので、アーカイブとリンクしてもっと深く掘り下げることができるようにとか。(第2回：森本委員)
- ・子供たちが調べる側と提供する資料と、教育の指導者層が見るものという区分がある。また、災害発生時に学校がどういう指示を出したのか、うまい取り組みがあったのか、学校再開のプロセス・避難所を含めてさまざまな管理面でのカテゴリーで分類されているのが、利用者ベースの考え方からの資料提供になります。(第2回：森本委員)
- ・大きな災害があったり地震が起きたら、このアーカイブがあり、避難所を立ち上げよう、どんな資料を蓄えたらいいんだとか、このアーカイブにアクセスするとすぐにそういうことがわかる。なかなか難しいことかもしれないが、おそらくそのプラットフォームになるようなアーカイブであつたらいいと思います。このような利用者視点が入る事が大事な事だと思う。(第2回：南委員長)
- ・県・市町村の教育委員会から小中学校の現場に、地域防災計画などの行政文書で出されても、イメージしにくい。活用の具体例などがあると、分かりやすい。(第3回：森本委員)
- ・収集対象としてマスメディアがあるが、収集・活用のイメージがあれば教えてほしい。マスメディアで保管している所在等は把握できているが、著作権等の関係で提供できない資料がある。

(第2回：小原委員)

② 震災津波伝承施設での展示

高田松原津波復興祈念公園内に設置を検討している震災津波伝承施設の展示等において震災津波関連資料の活用を進めます。また、震災津波関連資料の活用に当たっては、県及び市町村等が整備する震災津波伝承施設間での連携方策についても併せて検討を進めます。

③ その他の活用例

収集した震災津波関連資料については、県と市町村間で、デジタル記録、アナログ記録、物体を問わず、共有することで活用の幅が広がります。

表 4-12 その他の活用例

活用目的	活用事例	活用する震災関連資料の例	利用者
・防災	展示会、フォーラム、ワークショップ等の催事にて震災の伝承や防災・減災について解説するパネルや資料を作成する。	・被災当時の写真 ・避難所の様子が分かる写真 ・災害対応記録文書等	自治体、博物館、図書館、NPO団体等
・防災	岩手県で付与したメタデータと他エリアの災害に関するメタデータを比較、分析し新たな知見を導く。	デジタルアーカイブ上に登録されたメタデータ	研究者
・防災	復興に関する自治体と住民の合意形成に関する文書や資料を分析し、災害対策の一助とする。	・町づくり事業実施時に住民へ配布された事業説明資料 ・復興関連事業の行政文書	研究者
・防災	防災主任や消防団等、地域の防災を牽引するメンバーが集まる会議に向けた資料を作成する。	・地域防災計画 ・復興状況が分かる写真	自治体
・教育	防災教育用副読本や、防災学習用の資料を作成する。	・被災当時の写真 ・避難所の様子が分かる写真 ・小中学校の災害対応記録等	小中学校、自治体
・教育	学校において、アーカイブサイトを利用した防災学習事業や課題発表等を実施する。	・被災当時の写真 ・避難所の様子が分かる写真	小中学校、自治体
・交流人口	地域のガイドマップへ被災時～復旧復興の経過が分かる写真等を掲載する。	・被災当時と現在が分かる定点撮影写真 ・産業施設の復旧関連資料等	観光協会、NPO団体等
・交流人口	各地域の復旧復興状況、防災対策、点在する震災遺構、各地で学べる防災学習の内容等の情報をウェブサイトが発信し、現地への訪問を促す。	・復旧復興状況が分かる写真 ・地域防災計画 ・震災遺構関連資料	観光協会、NPO団体等

④ 留意事項

今後、岩手県震災アーカイブ(仮称)の運用において検討を要する場合は、公開基準の見直しを含め、有識者会議等を開催し検討します。